

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業

補助金申請の手引き

この手引きは、補助金申請の手続きと申請書等の作成について説明するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

令和6年1月1日の令和6年能登半島地震による揺れや液状化等により被災した住宅の代替として建替え・購入をする方に、その費用の一部を補助します。

補助金の概要

対象の住宅

罹災証明書（**中規模半壊・大規模半壊・全壊**）をうけた被災住宅の代替として建替え・購入される**市内**の住宅
（戸建て住宅、共同住宅、長屋、併用住宅、多世帯住宅）
※併用住宅の店舗などの事業専用部分は除く

申請者

- （1）罹災証明書の交付を受けた者
- （2）罹災証明書の交付を受けた者から委任された配偶者又は扶養義務者で、住宅の建替え・購入を行う者

補助事業

- （1）**住宅の建替え**（現地建替え・移転建替え）
- （2）**住宅の購入**（昭和57年以降建築など、耐震性があるもの）

対象



- ・建替えの工事費（**沈下防止工事を含む**） ※沈下防止工事加算は現地建替えのみ
- ・住宅の購入費

- ・地盤補強工事（固化、補強、締固め、置き換え）
- ・杭地業の工事

対象外



- ・土地の購入に係るもの
- ・併用住宅の場合は、事業専用部分に係るもの（事業部分の経費は面積案分）
- ・住宅以外の建築物、工作物に係るもの
- ・本市の他の助成事業の補助金交付を受けている又は受ける予定であるもの
- ・消費税

補助金額

被害の程度	補助上限額	補助率
全壊・大規模半壊	100万円	10/10
中規模半壊	50万円	

※現地建替えのみ
沈下防止工事により
最大50万円加算

その他

- ・賃貸住宅からの住み替え OK
- ・罹災証明書の世帯が居住するための住宅です
- ・一の罹災証明書につき、一回のみ申請可能
- ・原則、被災住宅を除却しなければなりません（公費解体 OK 賃貸住宅除く）

補助金の申請手続きは、**建替え工事契約・住宅の購入契約**の**前**に行ってください。
申請時点で既に契約済みの場合は原則、補助の対象になりません。
ただし、令和6年1月1日から令和6年3月20日の間に契約した場合でも申請できます。

問合せ窓口

新潟市役所 建築部 建築保全課

ホームページはこちら

☎ **025-226-2880**（サポートダイヤル）

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階



1. 補助金交付までの手続きの流れ

被災住宅に替えて、**建替え・購入**
どちらを行うか選んでください。

建替え

令和7年12月26日（金）まで

補助金交付申請の提出

契約前に窓口へ提出

購 入

令和8年2月27日（金）まで

内 容 の 審 査

申請書類が揃ってから2週間程度
※申請の状況により2週間以上かかる場合があります。

補 助 金 の 交 付 決 定

審査のうえ支障がない場合は、
補助金の交付決定通知書を送付します。

建替え

事業の実施

購 入

現地建替え

- 建替えの工事契約
- 工事の実施
- 被災住宅の除却
- 登記（表示登記）
- 沈下防止工事（行う場合のみ）

現

移転建替え

- 建替えの工事契約
- 工事の実施
- 被災住宅の除却（賃貸住宅除く）
- 登記（表示登記）
- 住民票の移転

移

- 住宅の購入契約（不動産売買契約）
- 登記（所有権移転登記）
- 被災住宅の除却（賃貸住宅除く）
- 住民票の移転

実績報告書の提出

完了後、必要な書類を添付し、
令和9年2月26日（金）までに窓口へ提出

内 容 の 審 査

書類が揃ってから2週間程度
※申請の状況により2週間以上かかる場合があります。

交 付 額 の 確 定

審査のうえ支障がない場合は、補助金確定通知書を送付します。

補 助 金 の 振 込

報告書の提出から **2ヶ月程度**で
申請者本人に振り込みます。

2. 住宅、申請者等の要件

① 対象となる住宅 下記の全てに該当するもの

- (1) 罹災証明書の交付を受けた者（世帯主）又はその世帯構成員（世帯主等）が
住み続けるものであること
- (2) 建築基準法、消防法その他関係法令に違反していないこと
- (3) 耐震性があること

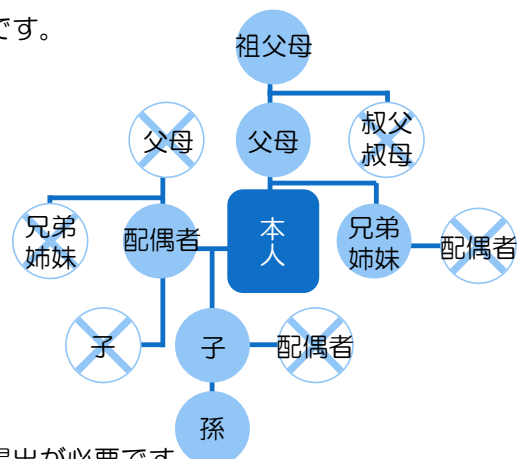
耐震性がある住宅とは、アまたはイに該当するもの

- ア. 昭和57年1月1日以降に建築されたもので、当該家屋の登記事項証明書にその記載があるもの
- イ. 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4の規定又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準に適合するもの

証明する書類の例はp20参照

② 申請者 下記のいずれかの者で、建替・購入費を支払う者

- (1) 罹災証明書の交付を受けた者
 - (2) 罹災証明書の交付を受けた者より補助事業の実施について委任された配偶者又は扶養義務者
（本人からみた 夫、妻、実父、実母、祖父、祖母、子、兄弟、姉妹 など）
- ※ 罹災証明書の交付を受けた者以外の申請は委任状が必要です。
- ※ 同じ世帯にいる方が共同名義で建替・購入する場合は、
代表1名を申請者としてください。
- ※ 二世帯住宅を共同名義で建替・購入する場合は、
世帯毎に代表1名を申請者としてください。ただし、
世帯毎に罹災証明書が交付されている場合に限りです。



③ 被災住宅

原則、実績報告までに被災住宅を除却する必要があります。
ただし、以下のいずれかの場合を除きます。

- (1) 賃貸住宅の場合
▶ 申請時に賃貸住宅であることが確認できる書類の提出が必要です。
- (2) 実績報告書の提出後1年以内に除却が見込まれる場合
▶ 実績報告時に被災住宅の除却に関する確約書などの提出が必要です。

④ その他

- (1) 罹災証明書は（居住者）の罹災証明書に限ります
- (2) 賃貸住宅で被災された方も申請できます
- (3) 一の罹災証明書につき、一回のみ申請可能です
- (4) 一人につき、一回のみ申請可能です
- (5) 新潟市液化化等被害住宅修繕支援事業補助金との併用はできません

3. 補助対象経費、補助金額等の要件

補助対象となる経費 ※補助の対象外となる経費は含まれません。

○住宅の建替え費（沈下防止工事を含む）

- ・現地建替え 又は 移転建替えに係る経費
- ・現地建替えで沈下防止工事を行う場合は、沈下防止工事に係る経費が加算（上限50万円）

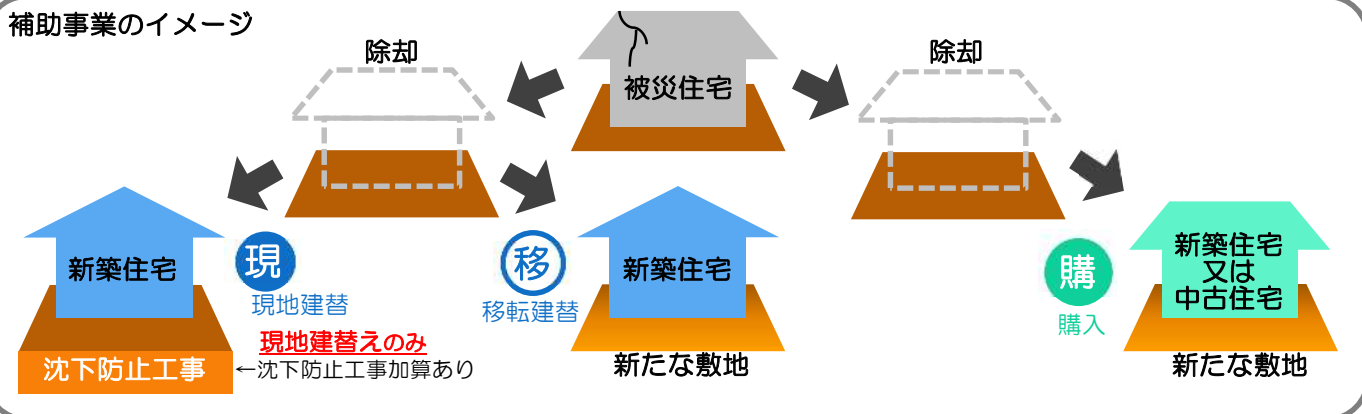
○住宅の購入費

詳細は次ページへ

現地とは…

被災住宅の建物登記に記載の「所在」と
同じ地番またはその一部を含む土地

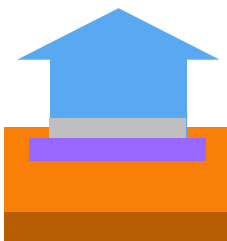
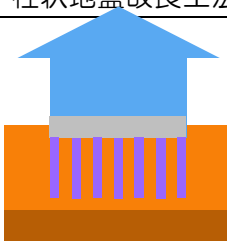
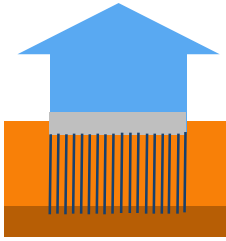
補助事業のイメージ



※沈下防止工事とは・・・住宅を安全に支えるために基礎下部に行う工事で、

〔地盤補強工事（固化、補強、締固、置換）
杭地業工事〕があります。

参考事例

工法名	表層地盤改良工法	柱状地盤改良工法	鋼管杭地盤改良工法
イメージ	 土とセメントを混ぜて基礎下の地盤を固める	 土とセメントを混ぜて基礎下に土を固めた柱を作る	 基礎下に鋼管杭を打ち込み地盤に鋼管の柱を作る

補助金額

- 罹災証明書に記載の「損害の程度」に応じて補助上限額が決まります
- 被害の程度が **中規模半壊・大規模半壊・全壊** のみ対象です
- 現地建替えて沈下防止工事を行う場合、その費用について補助上限額の加算があります
- 補助対象経費は税抜となります

損害の程度	補助上限額	補助率	沈下防止工事加算
全壊	100 万円	10/10	現地建替えて沈下防止工事を行う場合、 50万円 を上限に加算を受けることができます
大規模半壊	100 万円		
中規模半壊	50 万円		

【対象とならない経費の例】

土地の購入に係るもの
併用住宅にあっては、事業専用部分に係るもの（事業専用部分の経費は面積按分による。）
住宅以外の建築物又は工作物に係るもの
被災住宅の除却費用に係るもの
本市の他の助成事業の補助金交付を受けている又は受ける予定のもの
その他補助の対象として市長が不適当と認めるもの

4. 申請に必要な書類

- ▶ 申請に必要な部数は **1部** です。書類は返却できませんので、必要に応じ **コピー** をお取りください。
- ▶ 記入例などを参考に作成してください。

必要な書類	
1	補助金交付申請書 p.9,10 参照 【様式第 1 号】
2	罹災証明書（居住者）のコピー p.15 参照
3	被災住宅の全景写真（カラー写真） p.16 参照 ・ 罹災証明書を受けた住宅の全景写真を添付してください。 ・ 低画質のカメラの利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は撮りなおしてください。
4	申請者 ≠ 罹災証明書の交付を受けた者の場合のみ 委任状 【参考様式】 ・ 参考様式を使用していただくか、任意の様式で作成してください。
5	申請者 ≠ 罹災証明書の交付を受けた者の場合のみ 申請者と罹災証明書の交付を受けた者の続柄を証明する公的な書類（コピー可） ・ 住民票（世帯全員分）や戸籍の全部事項証明書など、続柄がわかるものを添付ください。
6	現地建替えの場合のみ p.17 参照 被災住宅の登記事項証明書（建物）（コピー可）又は登記情報サービスによる登記情報 ・ 被災住宅の所在地がわかるもの。
7	被災住宅が賃貸住宅の場合のみ 賃貸住宅であることが確認できる書類 ・ 賃貸借契約書 ・ 家賃の振込記録 ・ 退去証明書 など
該当者のみ	その他市長が必要と認める書類 ・ 上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。

○補助金の交付決定後、事業の種別（現地建替え・移転建替え・購入）を変更する場合、変更申請が必要です。

申請者を変更する場合は、申請取下げの手続きで補助事業を取りやめた後、再度申請してください。 詳しい手続きの方法については、問合せ窓口までご相談ください。

○以下の**軽微な変更**に該当する場合は、変更申請は必要ありません。

- ・ 補助対象経費の変更で交付決定額が越えないもの（補助事業の種別の変更を除く）
- ・ 住宅の所在地（予定）の変更
- ・ 事業の着手予定日
- ・ 事業の完了予定日の変更（実績報告の提出期限を超えないもの）

5. 実績報告に必要な書類

▶申請に必要な部数は **1部** です。書類は返却できませんので、必要に応じ **コピー** をお取りください。

▶記入例・写真撮影例・領収書記入例などを参考に作成してください。

建替え

必要な書類

1	実績報告書 p.11,12 参照 【様式第7号】 ・交付決定後に工事内容が変更となり、 工事費が減額された場合、補助金額は減額 となりますが、 工事費が増額となった場合でも、補助金額は増額されません 。
2	住民票の写し（コピー可） ・罹災証明書の交付を受けた者等が、新しい住宅に住んでいることが確認できるもの
3	建替え住宅の全景写真（カラー写真） p.16 参照 ・建替え住宅の全景写真を添付してください。 ・低画質のカメラの利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は撮りなおしてください。
4	建替え住宅の登記事項証明書（建物）（コピー可） 又は 登記情報サービスによる登記情報
5	建替え工事に係る工事契約書の写し（住宅の建替工事費がわかるもの）
6	建替え工事に要した費用の支払いが確認できる書類 p.18 参照 （領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもの） ・契約書に記載の額の支出が確認できるもの
7	被災住宅が賃貸住宅ではない場合のみ 実績報告までに除却できる 被災住宅の除却後の写真 ・被災住宅全体が除却され、更地となったことが確認できるもの 実績報告までに除却できない 補助事業完了時より1年以内に被災住宅の除却が見込まれることが確認できる書類 ・被災住宅の除却に関する確約書、公費解体制度の決定通知書など
8	現地建替えて沈下防止工事を行った場合のみ 沈下防止工事の実施状況とその費用が確認できる書類 p.19 参照 ・沈下防止工事中の施工写真、沈下防止工事に係る領収書（建替え工事代に含む場合は、契約書や建替えの領収書に記載してあること。）
9	罹災証明書の世帯主等が居住する部分以外がある住宅に建て替える場合のみ 罹災証明書の世帯主等が居住する部分の延べ面積が確認できる書類（面積表、図面など） ・店舗等の事業部分を除く面積であることが分かるもの
任意	交付決定通知書のコピー ・申請者宛に市から郵送された補助金交付決定通知書であること
該当者のみ	その他市長が必要と認める書類 ・対象となる住宅や世帯状況、工事内容などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。

購入

必要な書類

1	実績報告書 p.11,12 参照 【様式第7号】 ・ 交付決定後に工事内容が変更となり、 工事費が減額された場合、補助金額は減額 となりますが、 工事費が増額となった場合でも、補助金額は増額されません。
2	住民票の写し（コピー可） ・ 罹災証明書の交付を受けた者等が、新しい住宅に住んでいることが確認できるもの
3	購入住宅の全景写真（カラー写真） p.16 参照 ・ 購入住宅の全景写真を添付してください。 ・ 低画質のカメラの利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は撮りなおしてください。
4	購入した住宅の登記事項証明書（建物）（コピー可）又は登記情報サービスによる登記情報
5	購入に係る売買契約書の写し（住宅の工事金額がわかるもの）
6	購入に要した費用の支払いが確認できる書類 （領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもの） ・ 契約書に記載の額の支出が確認できるもの
7	対象購入住宅が昭和56年以前に建築された場合のみ 耐震性を証明する書類 p.20 参照
8	被災住宅が賃貸住宅ではない場合のみ 実績報告までに除却できる 被災住宅の除却後の写真 ・ 被災住宅全体が除却され、更地となったことが確認できるもの 実績報告までに除却できない 補助事業完了時より1年以内に被災住宅の除却が見込まれることが確認できる書類 ・ 被災住宅の除却に関する確約書、公費解体制度の決定通知書など
9	罹災証明書の世帯主等が居住する部分以外がある住宅を購入する場合のみ 罹災証明書の世帯主等が居住する部分の延べ面積が確認できる書類（面積表、図面など） ・ 店舗等の事業部分を除く面積であることが分かるもの
任意	交付決定通知書のコピー ・ 申請者宛に市から郵送された補助金交付決定通知書であること
該当者のみ	その他市長が必要と認める書類 ・ 対象となる住宅や世帯状況、工事内容などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。

6. その他申請にあたっての注意事項

●市の他の補助金等との併用について

- ・本事業による補助金は、**本市の他の補助制度と重複して受けることはできません。**
例. 空き家活用推進事業（移住定住活用（購入）、流通促進活用（住替え））
液状化等被害住宅修繕支援事業

●補助事業により取得した不動産等の適切な維持管理と関係書類の保管について

- ・補助事業により取得した不動産等については、耐用年数を勘案した適当な期間中、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があるとともに、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反した使用・譲渡・交換・貸付・又は担保にすることはできません。
- ・本補助金に関する見積書や領収書その他対象工事の経費に関する書類は、5年間保管する必要があります。

●補助金交付の取消し・返還について

- ・補助金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、要綱の規定に違反した場合などは、補助金交付の決定を取り消すことがあります。
- ・交付決定を取り消した際、既に補助金が交付されている場合は、交付された補助金の返還を求めます。

●アンケートなどへの協力について

- ・本補助金の交付を受けた方には、市からのアンケートや調査などの協力をお願いすることがあります。

●その他

- ・地震に便乗した悪質商法にご注意ください。
おかしいと思ったら消費生活センターに相談しましょう（相談専用電話 025-228-8100）。
- ・市は特定のハウスメーカー、工務店、不動産業者を紹介・あっ旋したり、工事の標準価格を示したりすることはできません。
- ・消費者トラブルを防ぐため、工事や購入にあたっては内容を十分に確認したうえで契約締結することが重要です。
- ・工事中の騒音や車両の出入りなどによって、近隣とトラブルになるケースが見受けられます。工事の方法などは十分に検討してください。

各種様式の記載方法



●○●	補助金交付申請書	p.9,10
●○●	実績報告書	p.11,12
●○●	補助事業変更申請書	p.13,14
●○●	罹災証明書の見本	p.15
●○●	全景写真の撮影例	p.16
●○●	建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の見本	p.17
●○●	領収書の見本	p.18
●	沈下防止工事の実施とその費用が分かる書類	p.19
●	耐震性を証明する書類の例	p.20
●○●	建替・購入支援の対象イメージ	p.21,22

1 申請日 令和●年●月●日

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業
補助金交付申請書

新潟市長 中原 八一 様

(申請者)

2

3

現住所（建物名、号室）	〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010
ふりがな	にいがた たろう
氏名	新潟 太郎
電話番号 ※日中連絡のつく番号	025-xxx-xxxx
罹災住家の世帯主との関係	☒ 本人 ☐ 本人以外 → 続柄（ ）

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

4

罹災証明書から転記	罹災番号	123456789		
	世帯主住所	☐ 現住所と同じ	☒ 現住所以外	新潟市 西 区 寺尾東 xxx-xxxx
	世帯主氏名	☒ 申請者と同じ	☐ 申請者と異なる	→ 世帯主氏名（ ）
	住家の被害の程度	☐ 全壊 ☒ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊		
	被災住家の所在地	新潟市 西 区 寺尾東 xxx 番地 xxx		

5

被災住宅の種別	☒ 持ち家（被災住宅の除却が必要） ☐ 賃貸住宅（賃貸借契約書等が必要）
---------	---

補助事業計画（予定を記入）

6

補助事業の種別	☒ 現地建替え（沈下防止工事 ☒ 有 ☐ 無） ☐ 移転建替え ☐ 購入
---------	---

7

住宅の所在地（予定）	☒ 現地 ☐ 移転 → 新潟市 区
------------	--

8

補助金限度額	A： ☒ 150 万円 ☐ 100 万円 ☐ 50 万円 （沈下防止工事加算を含む額）
--------	---

9

建替・購入費（予定）	B： 2,400 万円（税抜）※住宅のみ（土地、事業部分を除く）
------------	----------------------------------

10

補助金の算定額（申請額）	C： 150 万円 ※AとBのうち小さい額
--------------	-----------------------

11

着手予定日	令和 6 年 5 月 1 日	完了予定日	令和 7 年 3 月 1 日
-------	----------------	-------	----------------

12

補助対象要件に関する申告 (□に✓を記入)	☒ 本事業による住宅は罹災証明書に記載のある世帯主又はその世帯を構成する者が居住するもので、本事業に係る建替え・購入の契約はまだしていません。
	☒ 住宅は次のア又はイを満たすものとします。（耐震性の確認） ア 昭和57年1月1日以降に建築されたもの（登記事項証明書に記載） イ 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準に適合するもの
	☒ 本補助事業の対象経費は、他の補助事業の対象経費とは重複しません。
	☒ 申請内容は本補助金に係る要綱・要領に定める各条項に適合します。

13

確認事項	☒ 私又は罹災証明書の世帯に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。必要に応じて市が警察に照会する場合は別途必要な書類の提出を行います。
	☒ 本補助金に係る要綱・要領に定める各条項を遵守します。

1	申請書の提出日を記入してください																											
2	申請する方の現在の住所・氏名・電話番号を記入してください。 現住所 ご自身が現在住んでいる住所、避難している方は避難先の住所（〇〇様方など宛名表記も）を記入してください。交付決定通知は、この欄に記載された住所に郵送します。 氏名 罹災証明の交付を受けた者の他、その配偶者または扶養義務者が申請できます。その場合は、罹災証明の交付を受けた者との続柄を証明する書類と委任状（任意様式）が必要です。共同名義で建替・購入する場合は、代表1名を申請者としてください。 電話番号 日中連絡のつく番号を記入してください。																											
3	罹災証明書に記載の世帯主が申請する場合：「本人」に✓ 罹災証明書の世帯主と申請者が異なる場合：「本人以外」に✓し、続柄を記入してください。 （続柄の書き方の例）夫、妻、実父、実母、子、兄、姉、弟、妹、祖父、祖母 など																											
4	本冊子p15を参考に、罹災証明書に記載の事項を転記してください。																											
5	被災した住宅の種別に✓してください。持ち家の場合は原則、除却が必要になります。																											
6	建替え・購入の別を記入してください。 現地建替えする方で沈下防止工事を行う場合は、50万円を限度に加算が受けられます。																											
7	新しく建てる又は購入する住宅の所在地を記入してください。予定でも構いません。																											
8	下の表を参考に、該当する補助金限度額に✓してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>全壊</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現地</td> <td>沈下防止工事あり</td> <td>150万円</td> <td>150万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>沈下防止工事なし</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">移転建替え</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>						全壊	大規模半壊	中規模半壊	現地	沈下防止工事あり	150万円	150万円	100万円	沈下防止工事なし	100万円	100万円	50万円	移転建替え		100万円	100万円	50万円	購入		100万円	100万円	50万円
		全壊	大規模半壊	中規模半壊																								
現地	沈下防止工事あり	150万円	150万円	100万円																								
	沈下防止工事なし	100万円	100万円	50万円																								
移転建替え		100万円	100万円	50万円																								
購入		100万円	100万円	50万円																								
9	建替・購入費（住宅のみ、土地や事業部分を含まない）を記入してください。予定でも構いません。 ※補助対象外の経費を含まないことを、本冊子p3を参考に確認してください。																											
10	⑧補助金限度額と⑨建替・購入費のいずれか小さい額を記入してください。																											
11	補助事業の着手予定日（令和6年1月1日以降）と完了予定日（令和9年2月26日以前）を記入してください。工事や購入の契約前に申請することが原則ですが、令和6年3月20日までに契約した場合は、その日付を着手予定日欄に記入してください。																											
12	補助対象要件に関する申告欄です。内容を確認して全てに✓を入れてください。																											
13	補助を受ける上での確認事項です。内容を確認して全てに✓を入れてください。																											

【注意】申請内容の変更について

軽微な変更を除き、補助事業の内容を変更する場合は変更申請書の提出が必要です（p.4、13、14を参照）。

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業
実績報告書

新潟市長 中原 八一 様

(申請者)

2

現住所（建物名、号室）	〒950-2054 新潟市西区寺尾東 xxx-xxxx
ふりがな	にいがた たろう
氏名	新潟 太郎
電話番号 ※日中連絡のつく番号	025-xxx-xxxx

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

3	罹災番号	123456789
4	交付決定番号	第 xxxxx 号
5	交付決定額	1,500,000 円
6	補助金の算定額	1,500,000 円

補助事業報告書

7	補助事業の種別	☒ 現地建替え（沈下防止工事 ☒ 有 ☐ 無） ☐ 移転建替え ☐ 購入		
8	被災住宅の除却要件	☒ 有（1年以内に除却見込みの場合も含む） ☐ 無（被災住宅が賃貸住宅の場合）		
9	住宅の所在地	新潟市 西 区 寺尾東 xxx 番地 xxx	※登記事項証明書より	
10	住宅の面積	登記事項証明書に記載の床面積（ 120 m ² ） うち世帯主等の居住部分（ 50 m ² ）		
11	補助対象経費	建替費 購入費	23,456,000 円（税抜）	対象外経費（土地代、事業部分、住宅以外部分、解体費）を除く
		うち 沈下防止	2,567,800 円（税抜）	
12	建替・購入に係る契約日	令和6年1月30日		※契約書より
13	建替費又は購入費の支払い完了日	令和7年3月1日		※領収書より
14	住宅の建築年月日	令和7年2月28日		※登記事項証明書より
15	世帯主の住定日	令和7年3月3日		※住民票より

補助金振込先情報

16

金融機関名	ルフル		☒ 銀行 ☐ 信用組合	☐ 信用金庫 ☐ ()	新潟				支店	
預金種別・口座番号	☒ 普通	☐ 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
口座名義 (カナ)	ニイガタ タロウ									

1	実績報告書の提出日を記入してください。
2	申請者の現在の住所・氏名・電話番号を記入してください。 現住所 申請者が罹災証明の交付を受けた者の場合は 建替え・購入した住宅の住所 、 それ以外の方はご自身が現在住んでいる住所を記入してください。 氏名 申請書や交付決定通知書に記載した申請者の氏名を記入してください。 電話番号 日中連絡のつく番号を記入してください。
3	罹災証明書に記載の罹災番号を記入してください（罹災証明書はp15 参照）。
4	交付決定通知書に記載の「交付決定番号」を記入してください。
5	交付決定通知書に記載の「交付決定額」を記入してください。
6	以下の補助事業報告書を記入してから、p.10 ⑧の補助金額を限度に補助金算定額を記入してください。
7	建替え・購入の別を記入してください。 ※現地建替えする方で沈下防止工事を行った場合は、50 万円を限度に加算が受けられます。 ※交付決定後に種別を変更した場合は、実績報告書をする前に「変更申請書」を提出する必要があります。
8	被災住宅の除却要件の有無に✓してください。 持ち家の場合：「有」（1 年以内に除却する見込みの場合も含む） 賃貸住宅の場合：「無」
9	建替えた又は購入した住宅の所在地を登記事項証明書から転記してください（p17 参照）。 複数地番に渡る場合は全て記入してください。
10	新しく建てた又は購入した住宅の面積について記入してください。罹災証明の交付を受けた者等が居住する部分以外（事業部分）がある場合は、その面積が分かる書類（図面、面積表など）を添付してください。
11	沈下防止工事費を含めた建替・購入費を記入してください。 また、⑦で沈下防止工事「有」に✓をつけた方は、そのうちの沈下防止工事費を記入してください。 ※店舗や事務所などの事業部分がある場合は、建替・購入費を⑩の面積で案分してください。 ※消費税や土地代など、補助対象外の経費を含みません（p3 参照）。
12	建替えの場合：建替えに係る工事契約書に記載の契約日を記入してください。 購入の場合：売買契約書に記載の契約日を記入してください。
13	建替工事の領収書または住宅購入の領収書等に記載の領収日を記入してください。
14	新しく建てた又は購入した住宅の登記事項証明書に記載の新築日を記入してください（p17 参照）。
15	罹災証明の交付を受けた者等の住民票に記載の住定日を記入してください。
16	申請者本人の振込先口座の情報を記入してください。

（参考）ゆうちょ銀行の場合の店名及び口座番号

記号 11230 番号 1234567 1 ← とる
↓

128 ← つける

↓
店名 一二八 支店 番号 1234567

【店名】

2～3 桁目の数字の最後に「8」をつけ、漢数字に直す

【口座番号】

最後の「1」をとる

1 申請日 令和●年●月●日

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業
補助事業変更申請書

新潟市長 中原 八一 様

(申請者)

2

現住所（建物名、号室）	〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010
ふりがな	にいがた たろう
氏名	新潟 太郎
電話番号 ※日中連絡のつく番号	025-XXX-XXXX

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業補助金の交付決定の内容の変更について、次のとおり申請します。なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

3	交付決定番号	第 XXXXX 号
4	交付決定日	令和●年●月●日
5	罹災番号	123456789
6	変更前 交付決定額	1,500,000 円

変更補助事業計画（予定を記入）※変更箇所のみ記載

7	補助事業の種別	☐ 現地建替え（沈下防止工事 ☐ 有 ☐ 無） ☐ 移転建替え ☒ 購入		
8	住宅の所在地（予定）	☐ 現地 ☒ 移転 ➡ 新潟市 中央 区 学校町通1番町 xxx 番地 xx		
9	補助金限度額	A： ☐ 150 万円 ☒ 100 万円 ☐ 50 万円 （沈下防止工事加算を含む額）		
10	建替・購入費（予定）	B： 1,200 万円（税抜）※住宅のみ（土地、事業部分を除く）		
11	補助金の算定額 （申請額）	C： 100 万円 ※AとBのうち小さい額		
12	着手予定日	令和 6 年 5 月 1 日	着手予定日	令和 6 年 5 月 1 日
13	補助対象要件 に関する申告	☒ 本変更補助事業計画は、補助金交付申請時に申告した補助対象要件に関する申告事項についても相違ありません。		

1	変更申請書の提出日を記入してください。																											
2	申請者の現在の住所・氏名・電話番号を記入してください。 現住所 ご自身が現在住んでいる住所、避難している方は避難先の住所（〇〇様方など宛名表記も）を記入してください。交付決定通知は、この欄に記載された住所に郵送します。 氏名 申請書や交付決定通知書に記載した申請者の氏名を記入してください。 申請者を変更する場合は、廃止承認申請書で補助事業を取り止めた後、再度申請してください。 詳しい手続きの方法については、問合せ窓口までご相談ください。 電話番号 日中連絡のつく番号を記入してください。																											
3	交付決定通知書に記載の「交付決定番号」を記入してください。																											
4	交付決定通知書に記載の「交付決定日」を記入してください。																											
5	罹災証明書に記載の罹災番号を記入してください（p15 参照）。																											
6	交付決定通知書に記載の、変更する前の「交付決定額」を記入してください。																											
7	建替え・購入の別を記入してください。 現地建替えする方で沈下防止工事を行う場合は、50 万円を限度に加算が受けられます。 移転建替え・購入から現地建替えに変更する場合は、被災住宅の登記事項証明書（建物）（コピー可）又は登記情報サービスによる登記情報を添付してください。																											
8	新しく建てる又は購入する住宅の所在地を記入してください。予定でも構いません。																											
9	下の表を参考に、該当する補助金限度額に✓してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>全壊</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現地 建替え</td> <td>沈下防止工事あり</td> <td>150 万円</td> <td>150 万円</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td>沈下防止工事なし</td> <td>100 万円</td> <td>100 万円</td> <td>50 万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">移転建替え</td> <td>100 万円</td> <td>100 万円</td> <td>50 万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">購入</td> <td>100 万円</td> <td>100 万円</td> <td>50 万円</td> </tr> </tbody> </table>						全壊	大規模半壊	中規模半壊	現地 建替え	沈下防止工事あり	150 万円	150 万円	100 万円	沈下防止工事なし	100 万円	100 万円	50 万円	移転建替え		100 万円	100 万円	50 万円	購入		100 万円	100 万円	50 万円
		全壊	大規模半壊	中規模半壊																								
現地 建替え	沈下防止工事あり	150 万円	150 万円	100 万円																								
	沈下防止工事なし	100 万円	100 万円	50 万円																								
移転建替え		100 万円	100 万円	50 万円																								
購入		100 万円	100 万円	50 万円																								
10	建替・購入費（住宅のみ、土地を含まない）を記入してください。予定でも構いません。 ※補助対象外の経費を含まないことを、本冊子 p3 を参考に確認してください。																											
11	⑨補助金限度額と⑩建替・購入費のいずれか小さい額を記入してください。																											
12	補助事業の着手予定日と完了予定日を記入してください。 工事や購入の契約前に変更申請することが原則です。																											
13	補助対象要件に関する申告欄です。内容を確認して✓を入れてください。																											

コピーしたものを提出してください。

「居住者」と書いてあること

罹災番号

罹災証明書 (居住者)

令和●年●月●日

世帯主住所

新潟市●●区●●●●●

罹災証明の交付を受けた世帯主の住所

世帯主氏名

新潟 太郎

罹災証明の交付を受けた世帯主の氏名

被災者区分：物件居住者

追加記載事項①

罹災原因が
能登半島地震であること

罹災原因

令和6年1月1日の能登半島地震による

被災住家※の所在地

新潟市●●区●●●●●

被災住家の所在地

住家※の被害の程度

大規模半壊

被害の程度

中規模半壊・大規模半壊・全壊

追加記載事項②

被災物件種別：専用住宅

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用して、生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項③

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和●年●月●日

新潟市長 中原 八一

新潟市
長 印

市長印が押して
あること。

被災した住宅（申請時）と、建替・購入した住宅（実績報告時）の両方の写真が必要です。

- 写真は対象物が明確に確認できるものとしてください。
- A4の紙に印刷したものを基本としてください。
- 写真の大きさはL判程度としてください。
- 写真が小さすぎる、ぼやけている、かすれている、逆光、暗いなどにより状況確認ができない場合は、申請の受付ができません。
- 白黒写真は認められません。必ずカラーで撮影・提出してください。

※既存の住宅と建替え・購入した住宅が異なることを確認するためのものです。

※添付する全景写真は1枚ずつで結構です。



コピーしたものを提出してください。

「(建物)」と書いてあること

東京都特別区南都町1丁目101 全部事項証明書 (建物)

表題部 (主である建物の表示)	調製 [金 直]	不動産番号	00000000000000
所在図番号 [金 直]			
所 在	特別区南都町一丁目 101番地	[金 直]	
家屋番号	101番	[金 直]	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき2階建	1階 80.00 2階 70.00	令和1年5月1日新築 〔令和1年5月7日〕

所在（住宅の所在地）

現地建替えの場合は、被災住宅と建替えた住宅が同じ地番またはその一部を含む土地であること。

新築した年（住宅の建築年月日）

昭和56年以前の住宅を購入した場合は、耐震性の証明書類が必要

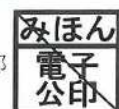
見 本

1	所有権保存	令和1年5月7日 第805号	所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法 務 五 郎
---	-------	-------------------	------------------------------

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	令和1年5月7日 第807号	原因 令和1年5月7日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,000万円 利息 年2・60% (年365日割計算) 損害金 年14・5% (年365日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法 務 五 郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株 式 会 社 南 北 銀 行 (取扱店 南都支店) 共同担保 目録(ホ)第2340号

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(ホ)第2340号	調製	令和1年5月7日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	特別区南都町一丁目 101番の土地	1	[金 直]
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号 101番の建物	1	[金 直]

公印が押してあること。



(見本の1ページ目)

(見本の2ページ目)

コピーしたものを提出してください。

5 収入 印紙	領 収 書	1 ●●年●●月●●日
2 新潟 太郎 様		
3 <u>¥ 13,200,000</u> (税抜金額 12,000,000)		
4 但し、新潟太郎様邸新築工事代として上記金額正に領収いたしました。		
新潟県新潟市中央区学校町通 1-602-1 電話／025-228-1000 (株) ルフル工務店		

本事業に係る工事や購入の履行、発注者（申請者）と受注者との間で金銭の授受が確実に行われていることを確認するための書類になります。分割払いなどで領収書が複数枚に渡る場合は全て添付してください。

領収書その他、銀行の振込明細書の写しや通帳の写し等でも代用できます。

領収書は以下の内容が確認できるものとしてください。

1	年月日 領収書の発行日（工事代金の領収日）が確認できること。
2	宛名 発注者（＝申請者）宛になっていること。申請者名の入った連名も可。
3	金額 建替え・購入に係る契約書に記載の額と同額であることが確認できること ※補助金申請時から変更が生じた場合は、変更申請書に記載額との整合が確認できるものとしてください。 ただし、補助金額が変わらない場合は、変更申請書は必要ありません。
4	但し書き 建替えの場合：新築工事に係るものであることが確認できるもの。 購入の場合：住宅購入費に係るものであることが確認できるもの。
5	収入印紙 「金額が5万円未満（税抜）の領収書の場合」、「収入印紙が不要である旨が分かる記述がある場合」、「クレジット払いの記述がある場合」以外は収入印紙が必要です。

現地建替えをする方で、住宅の沈下防止工事を行う場合はその費用に対して加算があります。施工したことを確認するため、以下を参考に写真と費用がわかる書類を提出してください。

《工事中写真の例》

工事内容		写真例
固化	土にセメント等の固化剤を混ぜて地盤を固める工法	固化剤を混ぜている最中の写真
締め固め	地盤の表層や地盤内部に振動機を作用させて締め固める工法	振動機を作動させている最中の写真
杭地業	住宅の基礎下に杭を打ち込む工法	杭を打ち込んでいる最中の写真



国土交通省 湯沢河川国道事務所 X(旧 Twitter)
(https://twitter.com/mlt_yuzawa/status/1635488421530718208)
を加工して作成

◀沈下防止工事の工事中写真の例

《領収書の例》

※建替え工事代に含まれる場合は、契約書や建替えの領収書に工事内容とその額が記載してあること。

●●年●●月●●日

領 収 書

収入
印紙

新潟 太郎 様

¥ 770,000 (税抜金額 700,000)

実績報告書に記載の沈下防止工事の額と一致すること。一致しない場合はその内訳が分かる書類を添付してください。

但し、地盤改良工事代として上記金額正に領収いたしました。

但し書は、地盤改良工事や杭地業工事を行ったことが確認できる記載としてください。

新潟県新潟市中央区学校町通 1-602-1
 電話／025-228-1000
 (株)ルフル工務店

購入する住宅は耐震性があることが要件となります。

耐震性があることを確認するため、以下の例を参考に書類を提出してください。

なお、昭和57年以降に建築された住宅で、登記事項証明書にその記載があるものは別途書類を提出していただく必要はありません。

耐震性がある住宅とは

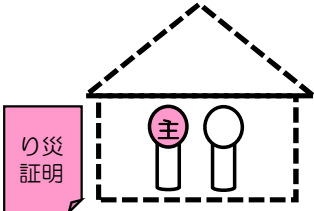
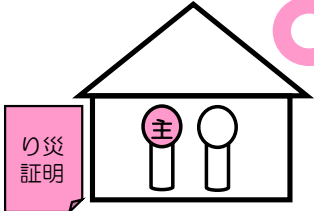
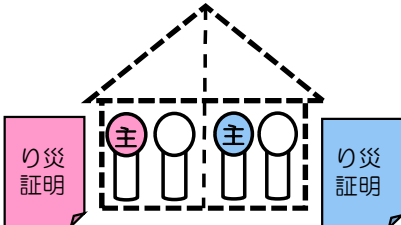
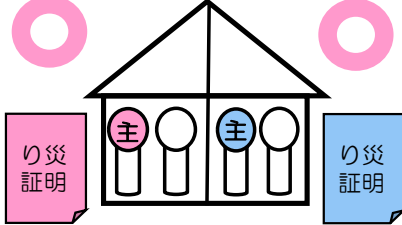
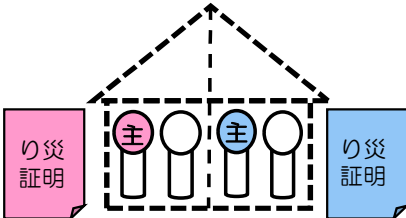
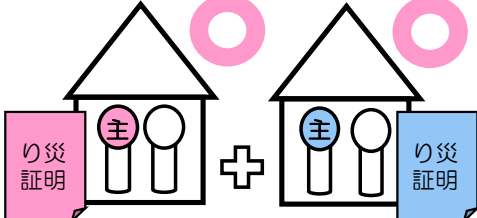
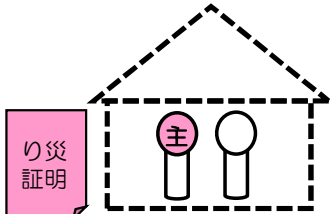
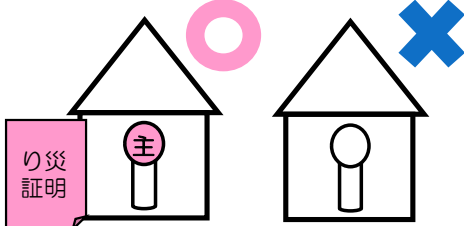
- ア. 昭和57年1月1日以降に建築されたもので、当該家屋の登記事項証明書にその記載があるもの
- イ. 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4の規定又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準に適合するもの

《耐震性を証明する書類の例》

書類名		発行機関
耐震基準適合証明書	建物の耐震性が現在の建築基準を満たすことを証明する書類	建築士事務所に所属する建築士 指定確認検査機関 登録住宅性能評価機関
住宅性能評価書	品確法による住宅性能表示制度において耐震等級1以上の等級であることを証明する書類	登録住宅性能評価機関
耐震性能評価書		
住宅性能証明書		
フラット35 適合証明書	住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを証明する書類	適合証明機関
長期優良住宅 技術的審査適合証	長期優良住宅の認定申請の際に使用するもので、品確法に基づき適合を証明する書類	適合証明機関
長期優良住宅 認定通知書	長期優良住宅の認定を受けた住宅であることを証明する書類	新潟市
安心R住宅の標章	安心R住宅（耐震性確保や建物状況調査がされた住宅）の標章が使用された住宅であることが確認できる広告や物件情報など	売主/仲介業者

上記によらない場合はご相談ください。

建替え・購入支援の対象になる場合のイメージは以下のとおりです。これによらない場合は別途ご相談ください。

被災時	住宅の建替・購入後
①り災世帯が住宅を建替・購入する場合	
	
②り災世帯が2以上で、同様な多世帯住宅を共同で建替・購入する場合	
	
③り災世帯が2以上で、それぞれ住宅を建替・購入する場合	
	
④り災世帯が世帯分離して住宅を建替・購入する場合	
	
⑤り災世帯が住宅を建替・購入し、別居していた世帯と同居する場合	
